

教育委員会会議提出議案

第58号

福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和8年3月13日

教 育 長

(理由)

福岡県教育委員会規則公布の手續等を見直し、題名を「福岡県教育委員会規則の公布等に関する規則」に改め、教育委員会規則を公布しようとするときの教育委員会印の押印及び教育長の署名を廃止する等、所要の規定の整備を行うものである。

福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の 制定について（概要）

1 改正の概要

福岡県教育委員会規則公布の手続等を見直し、題名を「福岡県教育委員会規則の公布等に関する規則」に改め、教育委員会規則を公布しようとするときの教育委員会印の押印及び教育長の署名を廃止する等、所要の規定の整備を行うものである。

2 施行期日

令和8年4月1日

福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県教育委員会規則の公布等に関する規則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「福岡県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「公布番号、公布年月日、公布の旨の前文」を「公布の旨の前文、年月日」に、「記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名し、福岡県教育委員会の名で公布する」を「記入しなければならない」に改め、同条第二項中「福岡県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「福岡県公報」を「県公報」に、「但し、天災地変等」を「ただし、天災その他の事由」に、「福岡県公報」を「県公報」に、「福岡県教育庁掲示板」を「県庁前の掲示場その他の公衆の見やすい場所」に、「かえる」を「代える」に改める。

第三条を次のように改める。

（施行期日）

第三条 教育委員会規則は、当該規則をもって特に施行期日を定めることができる。

第四条中「第二条及び第三条」を「前二条」に改め、「公表を要する」を削り、「の公告に」を「で公表を要するものの公表について」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>福岡県教育委員会規則の公布等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第二条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入しなければならない。</p> <p>2 教育委員会規則の公布は県公報に登載してこれを行う。ただし、天災その他の事由により県公報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場その他の公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第三条 教育委員会規則は、当該規則をもって特に施行期日を定めることができる。</p> <p>(告示等の公表)</p> <p>第四条 前二条の規定は、教育委員会の告示及びその他の規程で公表を要するものの公表について準用する。</p> | <p>福岡県教育委員会公告式規則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第二項の規定に基づき福岡県教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第二条 福岡県教育委員会規則を公布しようとするときは、公布番号、公布年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名し、福岡県教育委員会の名で公布する。</p> <p>2 福岡県教育委員会規則の公布は、福岡県公報に登載してこれを行う。但し、天災地変等により福岡県公報に登載して公布することができないときは、福岡県教育庁掲示板に掲示してこれにかえることができる。</p> <p>(施行期日の特例)</p> <p>第三条 福岡県教育委員会規則は、特に施行期日を定めるものは除く外公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。</p> <p>(告示等の公表)</p> <p>第四条 第二条及び第三条の規定は、公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。</p> |